

(別 紙)

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

厳しい地方財政の現状の中、自治体は、医療・介護などの社会保障、子育て支援、児童虐待防止、生活困窮者支援、環境対策、地域交通の維持、空き家問題、地域活性化、災害対策など、多岐にわたる課題への対応を求められています。

また、自治体においては人材不足が深刻化する中、人口減少対策に加え、感染症対策、物価高騰への対応、人への投資、デジタル化、脱炭素化などにも取り組まなければなりません。

自治体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、増大する地方の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはじめ、持続的な地方税財政の充実・強化が不可欠です。

よって、国においては、次の事項について万全の対策を講ずるよう、強く求めます。

記

- 1 自治体の財政的自立性の確保を目指し、地方財政の一層の充実・強化を図ること。
- 2 現在6対4となっている国税と地方税の税収割合について、国と地方の役割分担に応じた適切な配分となるよう、偏在性や安定性に配慮しつつ、その偏りを是正すること。
- 3 地方交付税は、自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、恒常的な財源不足を解消するため、地方交付税の総額を安定的に確保すること。
- 4 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方の意見を十分反映すること。特にシステム改修費や人件費など新たな経費が発生する場合は、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- 5 地域活性化、デジタル化、脱炭素化、リスキリングを含めた人への投資、子ども・子育て支援の強化、物価高騰対策など地方の財政需要は増大しており、より積極的な財源の確保・拡充を図ること。
- 6 自治体職員の人員不足は今後ますます深刻になることが想定されて

おり、住民が求める公共サービスを提供するために必要な人材を確保する観点から、人件費のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年9月 日
高松市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		